





13 環境省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	提案事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
1320110	NPO法人による最終処分場集積許可取得を可能とする。	廃棄物処理法	廃棄物処理施設を設けようとする者は、当該廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。		NPO法人による最終処分場許可取得の認可。	【提案理由】NPO法人が最終処分場を整備し運営する事で、市よりも効率的な事業が実施され、市の財政負担を減らす。事業費の一部を発電事業や環境教育事業、青少年に対する公共サービスや地域交流へ還元する。母子家庭等の生活保護者でも安心して暮らしていけるコミュニティを形成する。【措置】一般廃棄物と産業廃棄物の最終処分場許可として、NPO法人への規制を緩和する。		法律上の要件を満たせば産業廃棄物処理施設設置許可の取得は可能である。		1090970	㈱フタバコン	高知県	環境省	
1320120	自然公園特別地域・特別保護区に属する地熱資源に係る開発規制の緩和	自然公園法第13条第3項	自然公園法第13条第3項による規制と地熱発電の取扱いを定めた通知による。 〔自然公園地域内において工業法取得が行なわれる地熱発電設備等について〕(昭和49年) 〔国立・国立公園内における地熱開発に関する意見について〕(昭和54年) 〔国立・国立公園内における地熱発電について〕(平成6年)		自然公園法における地熱開発規制の緩和と規制緩和(特別保護区、第一種特別地域)の規制緩和(第二種特別地域)における地熱開発規制の普通化(ペーム)への対応	我が国において温度150℃以上の地熱資源量は発電量にして2,000万kW相当以上であると推定されているが、その約80%が国立公園の特別地域・特別保護地域内に賦存し、その開発にあつては、工場の設置、樹木の伐採、地形の改変等による風致悪化への影響懸念から、自然公園法の規制を受けており、現状ではこれら地域の地熱発電の開発が事実上不可能な状況となっている。 一方、昭和47年通達(環境法等)の趣意において6地点で長期にわたり採掘を続けているが、自然公園法上の問題は発生していない。 又、採掘事業による自然公園法特別地域に付いた規制緩和から、規制地帯集積に影響を及ぼさなく当該地域に属する地熱資源を採取する傾斜コントロール掘削技術も確立されている。	C	環境省としては、地熱発電については、開発に伴う地熱の改変等が大きく風致に与える影響が大いであることからその取扱いには慎重に対応してきたところである。特別保護区、特別保護区は、国立公園の施設等の機能をなすものであり、その開発行為に当たっては自然公園法施行規則第11条の許可基準に照らし適切に審査する必要がある。大規模開発の届出のみで済む普通地域と同様の取扱いにはできない。 なお、国立公園と特別保護区については、令和4年度経済産業省が取りまとめた「地熱発電に関する研究会中間報告」において、国立・国立公園内の特別保護区等自然環境保全上重要な地域は、風量や自然環境に影響を及ぼすような地熱発電は、避けるべきと前提として、地熱発電と自然環境保全の両立の可能性について取りまとめられているものと承知している。	1098010	日本経済協会	東京都	環境省		
1320130	地熱発電用地熱井の温泉法からの適用除外	温泉法	「温泉を抽出し若しくは土地を掘削しようとする者及び温泉の抽出量を増し、又は温泉の抽出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない(第3条第1項、第11条第1項)。 都道府県知事は、許可の申請があつたとき、掘削等が温泉の抽出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき等を除き、許可をしなければならない(第4条第1項、第11条第2項及び第3項)。 都道府県知事は、第3条第1項、第4条第1項(第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)等の規定による処分をしようとするときは、審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない(第32条)。」		大部分の温泉井は地下の浅部からの採取に対して、地熱井は地下深部からの採取であり、熱水資源を利用する領域が区分されている。又、これまで地熱発電により温泉が枯渇した事例もなく、このことから温泉は区分されてはいる。現状では、地熱井掘削の場合、温泉法の申請を要しており、温泉に基づく温泉審議会により掘削許可の是非が判断されている。このため、温泉取得者からの反対により、地熱発電建設が阻害される傾向にある。よって、地熱発電用地熱井の温泉法からの適用除外が望まれる。	地熱井と温泉井は同じ地熱を利用するものであるが、一般にその対象とする深度が異なる。又、温泉は目的も異なる。掘削規制も大きく異なる。 又、最近深部掘削の非法人地熱井が掘削されるようになっており、これに関する規制が地熱井の掘削と比べて大きく異なるにもかかわらず、同じ掘削規制といふことから、火山性地域における温泉法から切り離し、新たに地熱法等を制定し、掘削許可の判断については、温泉法の下で行われる温泉審議会での審議と同様、地熱専門家がみる地熱地帯の状況によって審査することが望ましい。	C	「温泉」は、温泉法において、「地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス(鉱化水素を主成分とする天然ガスを除く。)で、別表に掲げる温度又は物質を有するもの」と定義されており、浴用又は飲用に供する温泉のほか、地熱井から湧出する熱水及び蒸気(「温泉」に該当する。温泉法は、こうした温泉の採取を禁止し、その採取を認め、新たに温泉から湧出する行為及び温泉の抽出量を増加させる行為を都道府県知事の許可に係らしている。地熱発電のための掘削による周辺の温泉への影響については、科学的には、温泉の生成機構によっては影響を及ぼす可能性があると指摘されており、影響がないとはいえない。また、温泉法による掘削に当たつての審議会への意見聴取の規定は、都道府県知事が制度の運用の指針に基づき、温泉の抽出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき等に該当するかどうかを審議会に判断し、処分を行うために取り付けているものである。このことから、温泉の枯渇を防止し、その保護を図るためには、現行の温泉法を適正に施行することが必要であり、地熱発電のための掘削を温泉法の適用除外とするにはできない。	1098020	日本経済協会	東京都	環境省		
1320140	南丹府庁省工舎合戦ならび自治体対抗省工舎合戦				内閣府が主体となって運営を出す	現在国をあげての温暖化対策を進めているが省庁間の温度差が顕しく、このままでは京都議定書は達成出来ないと推測される。そこで従来の建物における原単位管理の中心(一人当たりの年間排出量)という新しい手法で行き管理を行いネットでの発表を義務づける事を提案したい。 従来の省エネルギーセンターが建物で建てた原単位は平米当たりのエネルギー使用量であり、ある程度の目安にはならない。しかしながら、ある建物において一人に居住する人数を年間エネルギー使用量を評価基準として一人当たりのCO2排出量データを原単位に加えればより明確な判断が下せる。 省庁庁舎省工舎合戦は経済産業省より誘引判断されるアイデアだがこれは国庫の15%を達成する為内閣府主導で進めべきと思われる。	E	規制等は存在しない。 なお、国庫については、政府の業務及び事業に關し、温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定めている。また、省庁庁舎省工舎合戦については、省庁の業務及び事業に關し、排出される温室効果ガスの削減率を平成22年度から平成24年度までの総排出量を平成13年度比平均8%削減することを目標とし、取組を進めている。	1070010	NPO法人地球環境総合センター	東京都	経済産業省 環境省 内閣府		
1320150	鳥獣免許試験において、試験の一部を免除すること。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第48条	狩猟免許試験は、狩猟免許の種類ごとに次に掲げる事項について行なうとされている。 ①狩猟について必要な基礎知識 ②狩猟について必要な知識		本県においては、ニホンジカ及びイノシシ等による農林被害等が9県内を超える水準にあり、有害鳥獣撲滅や個体数調整を実施するために狩猟者の確保が喫緊の課題となっており、狩猟免許持有人在り(第一種鳥獣免許持有人在り)の増大を急務としており、このため、既に「狩猟の安全な取扱い」がクリアされていることあり、当該試験免除の申請、取組所持許可の検定と重複する課題を免除する。	C	銃器を用いた狩猟において、一般人を巻き込んだ死亡事故を含む重大事故の発生等が依然としてある実施に鑑み、安全な狩猟を実現する上で、銃器の基本操作に関する事項である「銃器の点検・組立・分解・保管及び行方」を免除する試験免除は、狩猟免許を所持するに必要と看做する必要があるため「確実」に確認すべき重要な事項の一つであることから、試験項目を除外することではない。 また、自然野鳥等の0323004号自然環境局野鳥生体保護通知において狩猟免許がなされた試験免除事項については、現行制度においても都道府県の裁量において実施されていることである。従って、試験免除の実施は、安全な狩猟の実現を促すことと見なせることは可能である。 なお、鳥獣保護法における技能試験と銃法における銃器検定は異なる観点から実施されており、法制上の繋がりはない。	1071070	兵庫県	兵庫県	環境省			
1320160	鳥獣保護区において、特定鳥獣をかなにより捕獲等ができることとする	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条	都道府県知事は、鳥獣の保護を認めるために必要であると認めるときは、鳥獣の種類や鳥獣の生息の状況に照らして、鳥獣の保護のために必要と認める区域を特定鳥獣保護区として指定することができる。		本県においては、ニホンジカ及びイノシシ等による農林被害等が8県内を超える水準にある。鳥獣保護法が指定した区域においては、十分な鳥獣の駆除が、イノシシに関しては、十分な有害鳥獣撲滅や個体数調整を実施している。なお、おお正に照らして、農林被害を防ぎ、また鳥獣保護区を維持させるためにも、保護区内での狩猟期間中の「狩猟(安全等を考慮した上で)」を認める必要と認められる。【「特定保護区」を「鳥獣保護区」にマージしたい。	C	鳥獣保護区は、鳥獣の大規模な生息地における鳥獣種の保護、渡り鳥や鳥獣の生息地の保護など、特に保護を認める必要と認める地域について狩猟の禁止等を認める区域として指定しているものである。鳥獣保護区内で狩猟を認めることについては、たとえ対象種や方法を限定するものであっても、狩猟者の自主的な取組により、当該保護区に生息する様々な鳥獣の生息環境の悪化に繋がることがあり、鳥獣保護区の指定の目的達成に支障を及ぼす可能性があることから、慎重であるとする。 なお、現行制度においても、鳥獣保護区にかかる環境保全企業等の被害が出ている場合、鳥獣保護区における鳥獣の保護を認りつつ、当該鳥獣の適正な個体数調整の達成のために、区域、期間、方法等について適切に調整をした上で許可を受け、有害鳥獣撲滅を行うことも可能制度となっているところであり、これについては、都道府県において弾力的な運用が可能となっている。	1071080	兵庫県	兵庫県	環境省			
1320170	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	自然公園法第13条第3項及び自然公園法施行規則第11条第11項	風力発電施設については、平成16年2月に、「国立・国立公園内における風力発電施設のあり方」に関する基本的考え方をとして審議会基準に盛り込むべき事項についてとりまとめを行い、現在は自然公園法施行令第11条第11項「風力発電施設の設置、改築又は増築」して審議会基準の明確化を図ったことである。		国立公園内での風力発電施設設置について、風が風量の豊富な山岳の風致・景観を損壊する恐れがある場合(山岳)に適用する場合は除くは、自然公園法の風致悪化に関する規制の適用を除外する。	本県では、平成22年度の温室効果ガス排出量を平成22年度から6%削減することを目標として地熱発電化を進めており、その取組の一環として、風力発電の出力を現在の5,000kWから平成22年度までに10のMWまで増やす計画である。このため、よい風の条件の得られる自然公園区域において、大規模風力発電施設の設置を促進する。 提案理由 本年1月の低炭素社会構築に向けた再生可能エネルギー普及方策検討会の提言において、温室効果ガスの大幅削減のためには、再生可能エネルギー等の移行は不可欠としている。その取組の一環として風力発電施設の設置について、自然公園区域であっても、風量のある風量をその土地の自然エネルギーを用いた地球温暖化防止に効果的とする風力と見なし、自然公園法の風致悪化に関する規制の適用を除外すべき。	C	環境省では、自然エネルギーの利用について風力発電を否定しているものではないが、国立・国立公園内において、立地の特性や地形による自然環境の破壊が懸念される区域においては、公園の保護の公益性を上回るような特別な立地の必要性や公益性が認められるものは判断できない。特に我が国の風量を代表する密林した自然の高地地帯である国立公園及び国立公園に準ずる優れた自然の高地地帯である国立公園において風力発電の設置は、自然環境への支障、生態系特性への影響等多方面により検討した上で、風量や野生生物の保護等自然環境の保全との両立を目指すべきであり、規制の適用の可否は不透明と考える。 よって、先発の国立・国立公園に準ずる風力発電施設の設置について明確化した自然公園法施行規則第11条第11条に照らし検討を進めたい。	1071090	兵庫県	兵庫県	環境省		

管理コード	要項事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府県庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項 管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係 府県庁
1320180	動物取扱業者に対する立入検査 の義務化	動物の愛護及び管理に関 する法律第18条、第19 条、第23条及び第24条	動物取扱業者は5年に1度動物取扱業の登録更新を要することとされているが、不正な方法による登録 や、環境省令で定める基準に適合しないような動物の取扱い又は飼養施設を設置・管理を行って いる場合には、都道府県知事は、登録の取り消し及び事業の全廃又は一部停止を命ずることができる。 また、必要に応じて都道府県等の自治体職員が事業者に対して報告徴収や立入検査を実施す ることができる。		動物を適切に扱い動物の健康及び安全を保 持するために、動物取扱業者が動物取扱業 の登録の更新申請をする際には、立入検査を受ける ことが義務づけられる。適正な方法を怠っているか、企業者側にチェックをすることで、見落とし がなくなり、多くの動物の命が救われることになる。	動物の健康が保持されるような飼養施設が確保されれば1年間で少なくとも1万匹の動物の 命が救われる。生命尊重は当然のことであると同時に、保護施設などの動物の処分が必要な 経費の削減や、臭気を扱う等の人間の生活環境への悪影響を防止できる。こうした観点から、 動物取扱業者が5年に1度の動物取扱業の登録の更新申請をする際には、立入検査を受けるこ とを義務づける。適正な方法を怠っているか、企業者側にチェックをすることで、見落とし がなくなり、多くの動物の命が救われることになる。	D	-	動物愛護管理法に基づき、都道府県知事等は、動物取扱業者に係る規定の施行に必要な限度に おいて適宜報告を求め、または、立ち入り、検査を行うことができることとされている。さらに、動物取 扱業者が、環境省令により定められた動物の適正な取扱いを確保するために必要な基準、または、 飼養施設の基準に適合しなくなったときには、動物取扱業者に対しその登録を取り消すこと等がで ることとされているほか、環境省令等により定められた動物の管理の方法等に係る基準を遵守してい ない場合には、改善勧告及び報告に係る措置をとることができると定められており、これ に違反した場合には罰則も設けられている。これらのことから、提案内容は現行の規定により対応可 能である。		個人	神奈川県	環境省	
1320190	リサイクル料金の前払い制導入等 化法	特定家庭用機器再商品 化法	*小売業者は、特定家庭用機器廃棄物の引き取りを求められた場合は、当該特定家庭用機器廃棄 物の排出者に対し、収集及び運搬に際し、料金を請求することができる。 *製造業者等は、特定家庭用機器廃棄物の引き取りを求められたときは、当該特定家庭用機器廃棄 物の再商品化等に必要に行為に際し、料金を請求することができる。 *小売業者は、特定家庭用機器廃棄物を引き取ったときは、自ら特定家庭用機器として再度使用す る場合、特定家庭用機器として再度使用又は販売する者に有償又は無償で譲渡する場合を除き、 製造業者等に引き渡さなければならない。		現行法で規定されているリサイクル料金の後 払いの問題点に基き、これら若しにすると ともに小売りのリユースを制限することを提案 する。	家電リサイクル法では、現行のリサイクル料金後払いのシステムにより、排出者・小売業者 との間で不法行為が目立つ。例えば、そこに関係のない回収業者が介在することによって廃棄 電行が不明になることが多く、不法廃棄や金属だけを集めて高値で売られるなどの弊害 をもたらしている。この廃棄物を正規ルートから外さないためにも排出者にはリサイクルしやす く、小売業者には廃棄に廃棄電を製造者に引き渡すことができるような仕組みを伴うことが重 要であり、リサイクル料金の前払い時と小売業者が製造者に廃棄電を回収使用(リユー ス)するしないに関わらず引き渡すべきだと考える。 提案理由：廃棄電品が非正規ルートへ流れることの懸念は廃棄電に含まれる金属資源を失うこ とである。希少資源を確保し資源の効率的な利用を図る観点から、リサイクル料金後払い では排出者には正しい購入の時にきちんとリサイクルに出すが、それ以外は非正規ルートへ つながらず回収業者へ渡してしまうことが多く、製品購入時に小売店にリサイクル料金を払った 方が良いと考える。	C	-	平成18年4月に、家電リサイクル法施行から丸5年が経過し、法に規定する見直し時期を迎えた ことから、同年5月より産業構造審議会及び中央環境審議会の合同会合において家電リサイクル制 度の施行状況の評価・検討が行われ、平成20年2月に報告書が取りまとめられた。 同報告書において、リサイクル費用の回収方式については、引取台数の増減や不法投棄台 数の減少傾向など着実に成果を上げている現在の施行状況を踏まえ、費用回収方式の変更と いう根本的な制度変更を行うことなく、現行の費用回収方式を維持しつつ、現行制度の改善のため、 家電リサイクルルートへの適正な排出のための措置や家電不法投棄対策等の個別課題解決 のための措置を講じていくことが適当であるとされた。 これを受けて、経済産業省及び環境省では、メーカーによるリサイクル料金の引下げや小売業者に よる引取り・引戻しの一層の適正化、廃棄物処理法等の厳正な運用などの施策を実施・推進してい るところである。		個人	神奈川県	経済産業省 環境省	